

がん具煙火貯蔵庫に貯蔵する 火薬類の種類について

令和2年12月

鉾山・火薬類監理官付

<がん具煙火の半製品に係る貯蔵の区分の見直しについて>

- がん具煙火については、一般消費者が使用することを前提に、火薬類取締法施行規則第1条の5において、火薬・爆薬それぞれの量及び形状等を厳密に定めている。また、その貯蔵に関しては、同規則第19条において、一級火薬庫や煙火火薬庫の他に、がん具煙火のみが貯蔵できる「がん具煙火貯蔵庫」への貯蔵が認められている。
- 今般、(公社)日本煙火協会より、写真に示すような、がん具煙火の半製品であって、外箱を取り付けることをもって一般消費者に供給されるがん具煙火として完成する製品に関し、事業者によるがん具煙火貯蔵庫への貯蔵を認めて欲しい旨の要望が提出された。(参考資料3)
- 本要望に関し、がん具煙火と安全性が同等と考えられる次の半製品に限定して、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することを認めることとしたい。

【がん具煙火貯蔵庫への貯蔵を認める半製品】

がん具として用いられる煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が填薬された内筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるもの）とする。

①噴出花火 *規則第1条の5のイの(1)

*輸入した填薬済みの紙筒を外装箱に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



完成品(固定状況)

②打上花火 *規則第1条の5のホの(1)

*輸入した填薬済みの乱玉を外装箱や台座に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



完成品(固定状況)

③打上花火 *規則第1条の5のホの(2)

*輸入した填薬済みの打揚筒を外装箱や台座に接着剤等で固定する。



未完成品(輸入半製品)



完成品(固定状況)

【第10回産業保安WG・煙火WG合同WGにおける意見（本年9月）】

- 安全性については、半製品であってもがん具煙火の構成部品なので問題無いのではないかと。
- 輸入の際には、構造・組成などを明らかにすることになっており、また国内で外箱取付のみを行って一般消費者用に販売され得るものであれば、薬量についてはおそらく問題ないだろう。
- 都道府県の運用が統一できるよう、がん具煙火の半製品だということが誰にでもわかるようにしてもらいたい。SFマーク等の何らかの形で証明いただくか、又は、国の基準があるとよい。

<見直し後の規則等のイメージ>

現行の規則

(貯蔵の区分)

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
[略]	[略]
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)	がん具煙火貯蔵庫
[略]	[略]

2～4 [略]

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

火薬庫の種類	[略]	がん具煙火貯蔵庫	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)	/	十トン	/
[略]	[略]		[略]

2～4 (略)

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

見直し後の規則のイメージ

(貯蔵の区分)

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
[略]	[略]
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以下この条及び次条において「がん具煙火等」という。)	がん具煙火貯蔵庫
[略]	[略]

2～4 [略]

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

火薬庫の種類	[略]	がん具煙火貯蔵庫	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
がん具煙火等	/	十トン	/
[略]	[略]		[略]

2～4 (略)

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

新設する告示のイメージ

火薬類取締法施行規則に第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十九条第一項の表に規定するその他煙火であつて経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であつて、火薬又は爆薬が填薬された内筒(外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるもの)に限る。)とする。

<参 考>

がん具煙火貯蔵庫と煙火火薬庫の比較

	がん具煙火貯蔵庫	煙火火薬庫
最大貯蔵量	10トン	5トン
保安距離	【10トンの場合】 第1種保安物件：12m、第2種保安物件：12m 第3種保安物件：12m、第4種保安物件：12m	【5トンの場合】 第1種保安物件：230m、第2種保安物件：150m 第3種保安物件：105m、第4種保安物件：50m
構造等基準 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬庫の位置は湿地を避けて選定。 ・できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずる。 ・扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬庫の位置は湿地を避けて選定。 ・内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさない。 ・換気孔は、金網張りとし、天井に一個以上、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設ける。 ・暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しない。 ・照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設ける。 ・小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とする。 ・避雷装置を設ける。 ・火薬庫の境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札等の防火設備および警戒設備を設ける。 ・平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とする。 ・扉は二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずる。 ・壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ10cm以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては20cm以上とする。 ・床下には、二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には鉄棒をはめこむ。 ・火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が2tをこえる場合にあっては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が2t以下の場合にあっては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。